



Title	山片蟠桃『夢ノ代』雑書篇訳注（六）
Author(s)	岸田, 知子
Citation	中国研究集刊. 2014, 59, p. 55-62
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/58717
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

山片蟠桃『夢ノ代』雜書篇訳注（六）

岸田知子

一、テキストは、関西大学図書館所蔵写本を底本とした。これに句読点等を施した日本思想大系（岩波書店）本を参照した。

一、漢字は常用漢字を用いた。

一、コト、ドモ、シテを記す記号はカナ表記に改めた。

一、送り仮名・振り仮名のうち片仮名は底本による。平面名は訳注者が施した。

一、底本の欄外書き込みは（欄外）として該当箇所に挿入した。

一、「」は底本では章末にある。別本に拵るものと思われる。岩波本に従つて本文中に挿入した。

一、各章のタイトルは訳注者がつけた。なお、注はなるべくわかりやすく詳しく書いた。

塩鉄論^①ノ書ハ霸術^②ノ書ナリトイヘドモ、事実ニアテ、行フニハ、カクアラデハ叶ハザルモノナリ。スデニ漢以後ノ政事ハ、王道行フベカラズ。孟子王道ヲ説ク^③。世人ミナ迂遠ニシテ事情ニ遠ルトス^④。況ヤ後世ヲヤ。後世ニテハ、徒ニ王道ヲ説クトモ、徒善・徒法^⑤ニナリテ行フコトアタハズ。儒ヲ学ブモノミナ空論ヲ吐テ、事実ニ施スコトアタハズ。ユヘ二人道・世道ト仁義ノ道ト別物トナル。今スデニ事ヲ執リテ、实行ニ施サントス。今ノ俗ヲ修ムベキノミ。徒ニ王道ヲ用ヒテ、人情服スベカラズ。行ハザレバ止ベシ。実ニ行フテ政ヲセントス。今ノ俗ニヨリ、今ノ法ヲ主本トシテ、過^スラ損ジ、不及^スヲ

補ヒ、絶タルヲ繼キ、廢タルヲ興シ、華美僭上ヲノゾキ、文学・武備ヲ修メテ、行フニ年ヲ以テシ、ツイニ風ヲ移シ俗ヲ易フベシ。カクアラザレバ能ハザルナリ^⑥。俄ニ風俗ヲ変ゼントシテハ、人情ニサカヒテ、却テ被害ヲ招クモノナリ。ユヘニ儒者タルモノ、常ニ腕ヲサスリテ、天下掌ノ内ニシテ治ベシト罵リテ、コレニ政ヲ授ケラル、寸ハ、俄ニ風俗ニアハザル新政ヲ行ヒテ、害ヲ招クモノナリ^⑦。然レバ則俗ニ隨ヒ、古法ニヨリテ、ヤウニニ善政ニ移シ行ニ過ザルナリ。又人ヲ以テ人ヲ治ムルノ法、其人アレハ政挙リ、其人ナケレバ政廃ム。唯コレ治人アリテ治法ナキノミ。無理ニ聖人ノ法制ニ從フニモ及バサルナリ。聖人ノ法ヲ用イ^⑧ザレバカナハザルコトハ、其正心・誠意^⑨・修身^⑩ノコトナリ。天下国家ヲ治ムルノ法ハ、時ニ從ヒテ良法イクラモ^⑪アルベシ。孔子モ顔淵ニ告ルニ、殷輅ニノリ、夏正ヲ行ヒ、周冕ヲ服スベシ^⑫トノ玉フナラズヤ。一概ニ古制ニ泥ムベカラザルナリ^⑬。漢土三代^⑭ノ時ト今ノ日本ト、元來土地ノ隔タルコト五百里、年代^⑮後ル、コト三千年、アニソノ法用ユベケンヤ。ユヘ^⑯二史記ノ八書ヨリシテ歴史ノ志書、ミナソノ世代ノ風俗・法制ヲ挙クモノミナシカリ。塩鐵論ノゴトキハ、ソノ時代ノ政法・制度ヲ正シタルモノユヘ、三代ノ風ニハ合ザルナリ^⑰。後世ノ儒家

ヲヒヽ時政ノ得失ヲ挙論ズルヲミルニ、其書ニ臨ミテハ王道ノコトハ一言モナクシテ、唯ソノ時政ヲ挙ゲテカク改革アリタキト云ニ過ギス。大学或問^⑯・政談^⑯・経済録^⑰ノルイヲ以テミルベシ。（欄外・熊沢^⑱・物部^⑲・太宰^⑳ノ人々王道ヲ行ヒタキコトハヤマヽニテ口ニモ論ジ説ニモ挙タケレトモ、今日ノ実行ニカヽリテセン方ナキナリ。）

ミナカ、ルモノナリ。コレヲ以テソノ人ヲ非ルベカラズ。今王公ニ上疏スルニ、遠ク三代ノ制度ヲ引テ論ヲ立ル寸ハ、一モ用ラザルナリ。今近ク当世ノ俗ニヨラザレハアタハザルナリ。コトニ今ノ有サマノ制度・政法ヲノベテ、ソノ弊害ヲ云立ルヲヤ、當世ヲ以テセズンバアルベカラザルナリ^㉑。竹山先生ノ越公^㉒ニ上ラル、草茅危言^㉓・履軒先生ノアラマホシ^㉔・如來先生ノ野芹^㉕ノルイ、ミナコレナリ。コレヲ以テヨク考フル寸ハ、三代ノ治ハ三代ノ人ニ施スベシ。六朝ノ治ハ六朝ノ人ニ施スベシ。宋明ノ治ハ宋明ノ人ニ施スベシ。我邦上古ノ治ハ上古ノ人ニ施シ、中古ノ治ハ中古ノ人ニ施シ、鎌倉・室町・織田・豊臣ノ治ハ鎌倉・室町・織田・豊臣ノ人ニ施シ、当世ノ治ハ当世ノ人ニ施スベシ。只ソノ中ニ善ヲス、メ惡ヲコラシ、害ヲ除キ利ヲ興シ、沿革^㉗・損益スルコトハ、十世ト云ドモ、ミナソ人^㉘時所位ニ応ジテ施

スペキノミ。然レハ則、十世ノ後トイヘドモ明ラカニ知ベキコトナリ。イヅレニモ六經・歴史ニ通ジ、仁義・刑政^③法ヲシラズシテ政ヲスルコトハ、万民ヲ推テ溝中ニ^{ヲトイ}タル、モノナリ^④。ユヘニ必シモ書ヲ讀ザル人ニ政ヲトラシムルコトナカレ。

(7) 岩波「也」。

(8) 岩波「用ヒ」。

(9) 『大学』「欲正其心者、先誠其意」。心を正しくしようとするには、意志を真心のこもつたものにしなければならない。

【注】
① 漢の桓寬著。前漢・武帝が行なつた塩・鉄の専売制の是非について、昭帝の命令で行われた議論を編集した書。

② 政治上のはかりごと。

③ 王道は道徳によつて天下を治めること。『孟子』梁惠王上「養生喪死無憾、王道之始也（生を養ひ死を喪らひ憾み無きは王道の始めなり）」など。

④ 『史記』孟子列伝「梁惠王不果所言、則見以為迂遠而關於事情（梁惠王、言ふ所を果たさず、則ち見て以為へらく迂遠にして事情に闊しと）」。岩波「遠ルト云」。（徒善、以て政を為すに足らず、徒法、以て自ら行ふ能はず）。形ばかりで実際に役立たない法や制度をいふ。

⑤ 『孟子』離婁上「徒善不足以為政、徒法不足以自行う。」。
⑥ 岩波「也」。

(13) 岩波「也」。

(14) 夏・殷・周をいう。

(15) 岩波「年代ノ」。

(16) 岩波「故」。

(17) 岩波「也」。

(18) 熊沢蕃山の著。

(19) 荻生徂徠の著。將軍吉宗の諮詢に答えたもの。

(20) 太宰春台の著。

(21) 熊沢蕃山（一六一九—一六九一）。中江藤樹に陽明学を学び、岡山藩に仕えた。

(22) 荻生徂徠（一六六六—一七二一八）。本姓を物部氏といふ。古文辞学を唱えた。

(23) 太宰春台（一六八〇—一七四七）。荻生徂徠に学ぶ。

(24) 岩波「也」。

(25) 松平越中守定信。

(26) 中井竹山著。

(27) 中井履軒著。

(28) 細井平洲（如來）著の『獻芹錄』。尾張侯への節儉の政策を献言。

(29) 従来通りにすることと変革することと。移り変わり。

(30) 岩波「ソノ」。

(31) 岩波「ノ」。

(32) 『孟子』万章上に「思天下之民、匹夫匹婦、有不被堯舜之澤者、若已推而内之溝中（思ふに、天下の民、匹夫匹婦も、堯舜の澤を被らざる者有れば、己推して之を溝中に内るるが若し）」。

【現代語訳】

『塩鉄論』は政略的な書物ではあるが、現実の政治に合わせて実行するには、こうでなければできないものである。すでに漢以後の政治では王道は行わなくなつた。孟子は王道を説いた。当時の人はみな、孟子の説は遠回しで事実に当てはまらないと見なした。まして後世においてはなおさらである。後世においてはむだに王道を説いたとしても、形ばかりで実際に役立たない法や制度であるから、実行することはできない。儒学を学ぶ者はみな空論を吐いて、現実に施すことはできない。だから、人道・世道と仁義の道とは別のものとなつた。今、物事を取り上げて、王道を実行に施そうとする。それは、今の風俗を修復させるだけである。むだに王道を用いては、人情としては服することはできない。実施できなければ止めるべきである。

実際に行なつて政治をしようとする、今の風俗にしたがい、今のやり方を中心にして、過ぎたるを減らし、足らないのを補い、絶えたのを継続し、消えたのを再興し、華美と驕りを取り除き、学問と武道を修め、何年もかけて実行し、そうして風俗を変易させることができ。このようにしなければできないのである。急いで風俗を変えようとすると、人情に逆らつて、かえつて弊害

を招くのである。ゆえに儒者たるものは、常に腕をさすつて、天下は手のひらの中にあるから治めることができると大声でいい、自身に政治を授けられることになれば、急に風俗に合わない新しい政治を実施して、弊害を招くものである。それならば、俗に従い、古いやり方によつて、だんだんに善政に移していくほうがよい。また、人に人を治めさせる方法は、その人がふさわしければ政治が向上し、その人がふさわしくなければ政治は廃れる。ただこれは治める人がいて、治める法がないだけである。無理に聖人が法制に従うことにも及ばない。

聖人の法を用いなければできないことは、正心・誠意・修身のことである。天下国家を治める法は、時代に従う良法がいくらでもあるだろう。孔子も顏淵に次のように告げておられるではないか、「殷の乗り物に乗り、夏の暦を用い、周の冠を着けよ」と。おしなべて古代の制度にこだわることはない。中国古代の三代の時代と今の日本とは、もともと土地の隔たりが五百里あり、年代は三千年遅れているから、三代の法を用いる必要があるうか。故に『史記』の八書に始まる歴史の志書は、どれもその世代の風俗・法制をあげている通りである。『塙鉄論』のようなものは、その時代の政治のあり方・制度を正したものだから、三代の風には合わないのである。

後世の儒家がだんだんとその時の政治の優れた点、劣った点を挙げて論じているのをみると、その書においては王道については一言も言わず、ただその時の政治を挙げてこのように改革したいというに過ぎない。『大學或問』『政談』『經濟錄』の類でそれを見ることができ。〔欄外〕熊沢蕃山・荻生徂徠・太宰春台といった人びとは王道を行ないたいことはやまやまで、口でも論じ論説でも挙げているけれども、現実の実行についてはやりようがない。みなそういうものである。このことでその人を非難してはいけない。今、身分の高い人に上疏するのに、はるか昔の三代の制度を引いて論を立てるときは、一つも用いられない。今の身近な現在の風俗に頼らなければ該当しない。ことに今のありのままの制度や政治方法を述べて、その弊害を言い立てるとき、現在をもつて実行しなければありえない。竹山先生が越公松平定信に献上了『草茅危言』・履軒先生の『アラマホシ』・細井平洲先生の『獻芹錄』の類は、みなこれに当たる。これをもつてよく考えると、三代の治は三代の人に施すべきであり、六朝の政治は六朝の人に施すべきである。宋明の政治は宋明の人に施すべし。我が国の上古の政治は上古の人に施し、中古の政治は中古の人に施し、鎌倉・室町・織田・豊臣の政治は鎌倉・室町・織田・豊臣の人

施し、現代の政治は現代の人に施すべきである。ただ、その中に善をすすめ悪をこらしめ、害を除き利を起こそ、古いことに従い革新し、減らしたり増やしたりすることは、十代続いた家でも、みなその時と所と地位に応じて施すべきである。そうすれば、十代後の時代でも明らかに知るべきことである。どれにおいても六經や歴史に通じ、仁義や刑政の法を知らないで政治をすることは、万民を押して溝の中に陥れるものである。ゆえに、必ず書を読まない人に政治を教らせてはいけない。

二十二 《大道と小道》

経書ハ己ヲ脩メ人ヲ治ムルノ教ニシテ、学者ノ第一ニ学ブヘキコトハ勿論ナリ。コレ人タルノ大道コノ外ニ何ヲカ求メン。コレニ繼モノハ歴史ナリ。歴史ヲ以テ古今ノ興廢ヲ考へ、善ハ興り惡ハ廢シ、ミナコレ経書ノ教ヘヲ事実ニ證スルナリ^①。天文ハ天地ノ原ヲサグリ、スペテ天下国家ノ由テ來ル処ノ国^②ヲ知リテ身ヲ保ツノ要^③ヲ考フベシ。字学^④文章用辨ノコトニ施トイヘドモ大テイニテヨカルベシ。書筆ハ一芸^⑤ナリ。三ツノモノハ用ヲ辨ジテ足レリトスベシ。遠キヲ致サバ泥ムベシ^⑥。(欄外…韻鏡家^⑦、詩文家、筆道家ハミナ儒中ノ一芸ナリ)。

径済家^⑧ヲ以テ大トスベシ。詩学ハ音楽ト同ジク学者ノ慰弄^⑨ナリ。ソノ業ニアラザレバ泥マザルヲ專トスベシ。歌学モ亦同ジ。我邦古ヘヨリ歌ヲ以テ縉紳家^⑩ノ学トシテ歌ニナヅミテ事ヲ誤ルノコト多シ。ツイニ権柄^⑪武家ニウツルモノハ、歌学ソノ俑^⑫ヲナスナリ。ソレヨリ下リテ兵学・算学・医学ニ至リテハ、一家ノ学ナレドモ中ニモ兵学ハ國家ノ廢^⑬ベカラザルモノカ。射御^⑯ハ六芸^⑭ノ内トイヘドモ兵学ニ属スルモノナリ。六芸ト云モノ本ヨリ小道ニシテ儒学ニ対スベキモノニアラズ。文学中ニ属スルモノト云テシカラン。ソノ余ノ小道ハ尚サラノコトナリ。学者大道ヲ学ビテ小道ニ泥ムベカラズ

【注】

①岩波「也」。

②岩波「因」。

③岩波「至」。頭注に「諸本『要』」とする。

④文字の学。

⑤大道に対して枝葉な技芸。

⑥『論語』子張篇「子夏曰、雖小道必有可觀者焉、致遠恐泥(子夏曰く、小道と雖も必ず觀るべき者有り。遠きを致さんには泥まんことを恐る)」。

⑦韻鏡は唐末の音韻学の書。そこから音韻を研究する人

をいう。

⑧岩波「経済家」。経済は「経世済民」の略語で、政治を意味する。

⑨心を休ませ、くつろげさせる。

⑩縉ははさむ、紳は大帯。中国では昔、官吏は笏を大帯にはさんでいたことから、上流の人をいう。ここでは公家。

⑪政治を行なう権力。権勢。

⑫『孟子』梁惠王上に、俑（木や土で作つた人形）を副葬品として埋める風習を孔子が憎んだという話が出てくる。ここから、よくないことを始めるの意。

⑬弓術と馬車を操る術。

⑭周代に士の教養とされた六種の技芸。礼・樂・射・御・書・数。

【現代語訳】

経書は自身を修め、人を統治する教えが述べられており、学問をするものが第一に学ぶべきものであることはいうまでもない。これは人としての大道であり、これ以外に何を求めようか。これに継ぐものは歴史である。歴史をもつて古今の盛衰を考え、善は興り悪は廃れることは、みな経書の教えを事実において証明しているのである。

（音韻研究家、詩文家、書道家はどれも儒学の中の一技芸である。政治家を大とすべきである。）

詩学は音楽と同様、学者のなぐさみである。それを本業としているのでなければ、こだわらないことを守るべきである。歌学もまた同じである。我が国では昔から、歌を公家の学として歌に拘泥して物事を誤ることが多かつた。

政治権力が武家に移つたのは、歌学がきつかけであった。それ以後、兵学・算学・医学に至つては、一家の学ではあるけれども、中でも兵学は国家にとつて廃絶できないものといえよう。射御の術は六芸の内ではあるが、兵学に属するものである。六芸というのも本来小道であつて、儒学に対立するようなものではない。文学中に属するものといつてよいだろう。その他の小道はなおさらである。学者は大道を学んで小道にこだわってはいけない。

二十三 《大部の書》

らである。

〔雑書篇〕了)

近世大部ノ書、ダン／＼ニ出でテ、学者ノ迷乱ヲナス。シ
カルニ大部ノ書ヨミツクスベカラズ。唯事実・句章ヲ穿
鑿スルニ備フルノミ。大部ハ殊ニ杜撰・繁雜多シ。本ヨ
リ其処ナリ。今ノ学者何ホド博識強記トイヘドモ、有ユ
ル書目ダニモツクスベカラズ。イハンヤ淺学柔軟^①ヲヤ。

【注】

①軟は軟の本字。慣用的に「なん」と読むが、旁は「せん」という字なので、漢音では「ぜん」と読む。底本では「セン」とフリガナをつけている。

【現代語訳】

近世になつて大部な書物がだんだん出てきて、学者を迷わせている。しかし、大部な書は読み尽くすことができない。ただ事実や字句を探すのに備えるだけだ。大部な書物はとりわけ皆さんで煩雜なものが多い。もともとそこが問題である。今の学者はいかに博学で記憶に優れているといつても、あらゆる書名を知り尽くすことはできない。まして浅学で基礎のできていらない場合はなおさ